

## 地方伝承の生成

——『出雲国風土記』の場合——

風土記に一貫している意識は、当然のことながら、徹底して郷土への傾斜に終始したものである。現存の古風土記といわれる五国(常陸、出雲、播磨、豊後、肥前)の、それぞれ多少のニュアンスの差違はあれ、大筋では動かない。各国々の、その国だけの持つ事柄の多種多様のありようが、目白押しに並べられている印象である。

結論めいたことを先どりするというならば、そこに展開されるのは切りとられた一つの風景なのであって、歴史的なものの入りようのない平板な情況下の産物だと思われる。そのことは、『古事記』や『日本書紀』といった書物を支えている基軸——政治的なものを含めて——を、風土記は与えられていないというのも理由のひとつにはなるかもしれない。

それは、

- (1) 郡郷の名(地名)には好字(漢字二字の嘉き字)を著ける
- (2) 郡内の産物(農工以外の自然採取物)について色目(物産品目)を録する
- (3) 土地(農耕地または農耕可能地)の肥沃状態

## 山崎正之

- (4) 山川原野(自然地)の名称の由来
- (5) 古老の相伝する旧聞異事(伝承)①

という、和銅六年(七一三)の官命による指示内容の限定が、編纂時点において枠を形作っていたことは疑えない。編纂時現在の報告が求められている以上、過不足なく充たさせることが必要であるからだ。過不足なく、とはいっても、その基準はあって無きに等しい。これら現存風土記の間でも、上にいったニュアンスの差違はそのために生じたとみていい。それはあたかも各風土記の、個性とでもいえる一面をのぞかせるものである。

『出雲国風土記』にみる圧倒的な神々の登場は、そのことで出雲国の存在を象徴的にあらわしている。ために、『古事記』『日本書紀』におけるいわゆる出雲神話のそれと、どうしても共通の関心の対象としてみられるわけで、これまでの先学の論が多くそうした視点を中心にすえて来たのも、出雲の特殊事情をそこに見出していたからに他ならぬ。何故に出雲ばかりが神々との交渉を多く持つことになるのか、ひ

いては、記紀神話との関連性の問題に至るまで、出雲をめぐっての課題は多く指摘される。

水野祐氏は、『出雲国風土記』にあらわれている神話や伝説群を総合的に検討し、「出雲人以外の人びとはかかわりのない、現実の出雲国だけを領域として、その中で生活を営んだ出雲人の生み出した、出雲だけの神話」<sup>②</sup>といわれ、記紀神話の中の出雲神話とはまったく別途の体系のものとされた。

それに対しては、「出雲国風土記の神話といえども、やはり紀記の神話の体系以外の何等の異物でなく、その相違はただ地域的変貌・地方色を示すものであると考えてよい」とし、「両者は同一物から分化し来たったもの」と結論される西田長男氏の見解<sup>③</sup>がある。

尤も、記紀神話の中の出雲神話がすべて虚構であるなどは考えられないのであって、それは水野氏も述べられているように、「出雲の所伝、あるいは出雲以外の周囲の諸国の異伝などを取捨按配して、出雲神話の体系を構成したものであろう」<sup>④</sup>推察はつくはずのものだと思われる。

原素材あるいは出典を同じくしていることであっても、それがある固定的なイデオロギーによって体系づけされた場合、ほとんど本来の意味を失ったものとして理解すべきではないであろうか。特定かつ強烈な意図のなかに組み込まれて、そこでひとつの役割を課されていることは、もはや次元を異にしたものとみなざるを得まい。いま一度水野氏によるならば、「出雲人や出雲の所伝とはかかわりなく、中央

の大和の人びとの観念で、中央の支配者的、または国家的な立場において体系化されたところの出雲神話である」<sup>⑤</sup>ということになると思われる。

ところで、そのような体系神話の一翼をになわされた情況から解放し、個々の（本来の、というべきであるだろうか）場のもとに置き換えたならば、それは出雲人のものとなって復権することができるのであるか——できなければおかし、とする見解もなりたとう。そのときには、地方伝承の中央への統合の過程がたどれるものと考えてよしいのかどうか。

筋みちとしての見通しはあっても、それが実際にあたってどのように具体的に働き得るのか、ということになると、けっして容易な按配でないことが多い。この場合も、おそらくそうしたところで難渋するケースではあるまいか、後日に再考の機会を持ちたい。

出雲と號くる所以は、八束水臣津野命、詔りたまひしく、「八雲立つ」と詔りたまひき。故、八雲立つ出雲といふ。

周知のように、『出雲国風土記』冒頭に記された国号の由来である。内容については後に触れるとして、筆をすすめて行く。

#### 出雲の郡

出雲と號くる所以は、名を説くこと、国の如し。（傍点は稿者、以下同じ）

#### 出雲の郷

即ち郡家に屬けり。名を説くこと、國の如し。

そもそも地名起源説話のおこりようは、先に地名が存在している、それについて後代の説きあかしが作り出されてきた、と考えられているようだ。そのことは、とりも直さず、地名そのものについて尋常ならざる関心を寄せている証拠であるだろう。権威ある起源、発祥を持ってこそ、そこにその名号とともに、その名号ゆえに、喜ばしきことどもの顕現を期待したと思われる。

出雲の国、出雲の郡、出雲の郷という、国・郡・郷の「出雲」の名号の由来が、すべて同一である——ヤツカミツオミツノの命の「八雲立つ」との言葉にもとづくことと記す。思うに元来、国と郡の名号は、複数の郡、複数の郷をもとに統括された称呼であって、一郡の名号が国名となり、一郷の名号が郡名としてつけられ、しかもその名称の起源が同一であるということは、特異な例とみられるのではないか。（他には駿河国駿河郡駿河郷、安芸国安芸郡安芸郷、丹後国八丹羽国V丹羽郡丹羽郷といったところがある）。出雲の国の中では、なお、楯縫郡楯縫郷、飯石郡飯石郷と共通の名号を持つが、それでも九郡のうち三郡にすぎず、やはり珍しい部類に入ろう。（意宇郡にも楯縫郷があり、その地名起源に關与する神は異っても、内容——楯を作ることとの結びつき——は変わらない）。

名号の由来の説明は、上にもみた如く、国名↓郡名↓郷名という序列をもって記述されて来るのであるが、実際に具体的な地名を負っている点では郷名がもっとも確固たる位置を占めるのは当然である。一

郷名がその郡の名号と一致することは、もともなった郷がその郡の中心地たる実体を示すものと思われる。そのことは、もとの郷と郡家（郡の役所）との距離的関連がきわめて密接なところにもあらわれている。（もっともこの論法に従えば、国庁の所在もここでは出雲郡のうち在って然るべきだということになるが、実際には意宇郡である。その辺の事情については、おそらく出雲の国の持つ歴史的な情況と無縁でなからう<sup>⑧</sup>）。

何れにせよ、「出雲」の地名は郷から発して郡↓国へとつたって行ったものと考えられる。しかし本風土記による限り、出雲の郷の記事よりも次に並ぶ杵築の郷の方がはるかに重要な内容をもたらしているのは、その後を生じた杵築大社造営との関わりを勘案して了解する必要があるのではないか。

さて、ヤツカミツオミツノの命が「八雲立つ」と言われたという事態は、そのままでは「イヅモ」の地名起源とは結びつかない。それは一番初めの郡である意宇郡の名号由来を語る「国引き神話」の条の頭初に、

国引きましし八束水臣津野命、詔りたまひしく、「八雲立つ出雲の国は、狭布の稚國なるかも。初国小さく作らせり。故、作り縫はな」と詔りたまひて……

とみえるところが初めてあって、これを踏まえないと明白には理解しがたい。

「ヤクモタツ」は一般に（という言い方はあいまいだが、『古事記』

や『日本書紀』等において、「イツモ」にかかる枕詞のひとつに認められている。すなわち、

- (1) ヤクモタツ——神代記・紀歌謡、崇神紀歌謡  
 (2) ヤクモサス——万葉集四三〇歌  
 (3) ヤツメサス——景行記歌謡

の三様の言葉が用いられている。(2)のそれは(1)と(3)の間のようなぐあい、意味も不明のようだ。問題は(3)で、八ツ藻メさす——厳イツモ藻(多くの神聖なる藻の意)と解し、それを語源とする説も提出されている<sup>②</sup>。

(1)の神代歌謡では、スサノヲの命によって歌われた——「八雲立つ出雲八重垣 妻籠みに 八重垣作る その八重垣を」(記)が、須賀の地(大原の郡)であるとの記述を持つが、そのことでは出雲の名号の出所とはされていず、また須賀は山間のコーナーであり、既知のものとして雲のたちのぼる様相に「出雲」のシンボルを認めていたことが知られよう。

これまでも多く指摘されて来た通り、「出雲」の名号の首唱者であると風土記の伝えるヤツカミツオミツノの命は、『古事記』上巻の系譜によればスサノヲの命の五世孫、オホクニヌシの神の祖父神という位置づけがあるのであるが、『記・紀』には伝承的な何ものも残してはいない。そのことが『出雲国風土記』冒頭の国号の首唱と意字の郡の名号の由来とかかわる「国引き神話」の中心的存在であることを知る者には、印象の稀薄さとももの足りなさを与えて来ているようであ

る。

この神は、いまひとつ嶋根の郡の名号にも命名の主として登場するが、「故かれ、嶋根といふ」と記された内容は消えてしまっている。この場合を含めて、出雲の郡の伊努の郷・杵築の郷、神門の郡の神門水海の条等にあらわれて来る際に、すべて「国引き」とかわらせた表記とともにその名が記されていることは、十分に注目し価値しよう。それは、ヤツカミツオミツノの命の全存在が、「国引き」という行為を通して認知されていることを示すものだ。

そうした神が、それならば何故、記紀神話にそのありようを印し得なかったのか、やはり問われて来ようというものであろう。

加藤義成氏はその著『出雲国風土記参究』の中で、次のように述べ

——中央伝承では伊邪那岐、伊邪那美二神の大規模な国生み伝承を持ち、それによってわが国土の生成とその統治者たる天皇の出自を物語り、その継承と皇威の伸長を物語っているから、明らかに統一国家への意図と中央集権的な性格を持つ(中略)これに対して今更初国小さく作らせりとして国土を拡張した地方神の功績を取り上げるとは、折角系統立った中央の神話体系を乱し、且つ皇祖神の功績を小さく印象づけるおそれがあるので、わざとこれを探せず、ただその神名のみを載せたものと思われるのである<sup>③</sup>。

確かに、記紀神話にみる国土の誕生(国生み)は、イザナキ、イザ

ナミ両神にのみかかわった事象として語られている。そしてその具体的な地域の決定については、すぐれて政治的な配慮のもとにあったであろうことは推察に難くない。一方の風土記の場合は、「初国小さく作らせり」といった範囲は、当然出雲の国を指すものと考ええる。とするならば、はじめからその国独自の領域のなかでしか通用しない行為であった、とみられないであろうか。それはイザナキ、イザナミ両神の国生みとは、何らの関わりも持たない事象であった。ただ、その内容のスケールからしても、本来、単なる一郡の番号とだけ結びつけて語られるべき性質のものではないことは、自明であろうと考える。

いま一例をあげれば、この意字の郡の最初の郷である母理の郷の番号由来について、所造天下大神大穴持命が越の八口（ヤマタのオロチかという説もある）を平定しての帰途、長江山まで来て詔りていわく「我が造りました、命らす国は、皇御孫の命、平らけくみ世知らせと依さしまつらむ。但、八雲立つ出雲の国は、我が静まります国と、青垣山廻らし賜ひて、玉珍置き賜ひて守らむ」——そこでモリという、と伝える。『古事記』『日本書紀』とは別な趣きで語られている「国譲り神話」であるが、この場合も出雲の国全体に関する事柄であってそれが一郷の番号由来とつながりを持つこと自体問題があろうとみられるものである。しかも加えて、オホナモチの神の出雲の国に鎮座するいわれを説く、にもかかわらず母理の郷にはそれらの事象ともいっように合致するところがない。

およそ地名起源の由来を説く過程においては、多分に我田引水的な

おのれの土地自讃の郷土意識が優先したと考えることは、各郡の分担者銘記の手続を知れば大方の推測もつくと思われる。その土地に固有の意味づけでなければならぬはずのものでありながら、前の例でもわかるように「出雲の国」について語られている伝承を持ち来たっているということは、そのことにより圧倒的な自己主張を示そうとすることにほかならぬ。

「国引き神話」といい、「国譲り神話」といい、それらはまことに広くかつ大きく出雲の国の存在をきわだたせて、他国から抜きん出た位置を獲得せしめ、ひいてそのことから中央の系譜に進出しようとの意図のあつてこそ、真の価値を發揮するものではなかつたろうか。

しかし、ひるがえって考えてみると、既に記した如く、風土記に求められている五項目のうちで、自国の独自性、また中央を意識した内容を真正面から受けとめることは、その何れにしても包みきれない按配のようである。ということは、そうした事象を持ち出すためには、何らかの手段を特に構じる必要があつたとしなければならぬだろう。つまり、ある項目にことよせて、あえてあながちな態度を押し通す方法である。そこで、地名起源の番号由来を語ろうとするなかに、恰好の場所を見出した——いってみればそういった情況が、ひとつには認められるのではないかと考えているのである。

「国譲り神話」は、記紀の神話体系にあつても画期的な意味、すなわち高天原系（天つ神系）の出雲系（国つ神系）制圧をもっとも具体的に表示し、かつ同時に杵築大社造営の説きあかしを含めて、大きな

比重を占めるものであった。そのことは、中央の側に立ったありようからして至極当然の経過であるのは、あらためて述べるまでもない事情といえるだろう。

それに対して出雲の国の側では、やはりその国独自の理解があつてかならずしも中央の伝承にその全容が同調したものではない。

出雲の国が他の国と違つた、特異な主張を持つていたことは「所造天下大神（あのしたつくらしおほかみ）」を奉持した事実ひとつをみてもうなづけることだ。この風土記のみにおいて呼称される「所造天下大神大穴持命」には、記紀における国つ神の総帥オホクニヌシの像がそのままに反映している。一方に農業神としてのスクナヒコナとの協働作業の姿に、土着信仰の面影をのぞかせながら（飯石の郡・多禰の郷）、秋鹿の郡を除くすべての郡に何らかの形で直接に足跡を印していることも特筆に価しよう。

その上で、いま一度「母理の郷」でのこの神の言動をみておきたい。

「我が造りまして、命らす国は、皇御孫の命、平らけくみ世知らせと依さしまつらむ。但、八雲立つ出雲の国は、我が静まります国と、青垣山廻らし賜ひて、玉珍置き賜ひて守らむ」

ここに明確にうち出されているのは、出雲の国そのものを含めておのれ自らの存在を高く持した姿勢であり、その宣言なのである。——自分造り治めて来た国々は、（高天原系の）皇御孫の命が平和に統治なさるべく譲り依託しよう。ただし、この出雲の国だけは自分の（魂

の）鎮座する地として、周囲を青山で垣根になし、そのなかで玉珍たまを置いて守つて行こう（この最後の部分は十分な解釈がみられないようだ）。

加藤義成氏は上記の『参究』で、「他地方は皇孫命の統治に任せ申し上げるが、出雲だけはわれらの神である大穴持命の所領地として、この神の守護のもとにあるとする出雲人の対抗意識にも似た精神をさえ看取できる<sup>⑧</sup>」としておられるのは、その間の消息を語つたものと解される。

「所造天下大神」の静まります国として、八雲立つ出雲の国のあくまでも他の国とは別様なることを率直に押し出している。その背後にひそむ自負の大きさを、思わないわけにはいかない。そのことがそうであればあるほど、これだけの内容を有する伝承が、一郷の名号由来ばかりで事済むわけにはまいらないはずのものであると私は思うのだ。地名起源説話に組み込まれた、出雲の国独自の伝承としての「国譲り神話」を記述するなかに、加藤氏の「出雲人の対抗意識にも似た精神」の発露を見出すのは、けつして読み過ぎとしてしまえないのではないであろうか。

上に引用したオホナモチの言葉の後半は、触れた如く杵築大社造宮の縁起に関するものであろう。ところで出雲の郡・杵築の郷には

八東水臣津野命の国引き給ひし後、所造天下大神の宮を造り奉らむとして、諸の皇神等、官處に参集ひて、杵築きたまひき。故、

寸付すぢといふ。

とあって、直接造営のことを記している。そこにみえる「八東水臣津野命の国引き給ひし後」という時期を、そのままにしておけない感じがするのである。

杵築の郷に記されている限りでは、大社造営の時期をヤツカミツオミツノの命の「国引き」が終了した後という焦点のしぼり方でとらえる。その内容は、造営それ自身が「諸の皇神等」の自主的な行動とすらみることでも不可能ではないくらいだ。しかもその時期を「国引き」を基準にしていることは、出雲の国における大事業の位置づけがどの事態をもって定点とみているか、を明白に語っているといえる。

推測を重ねる危険を承知して筆を進めれば、記紀による大社造営の経緯が、あくまで「国譲り」という出雲の国の側にとって屈辱的情况を前提にし、そこでオホクニヌシの「僕が住所」を一方向的に構えた発言が基本軸となつて成り立っているのに対し、風土記では「国譲り」そのことも無視してはいないが、それはむしろ出雲の国をきわだたせ大社造営は出雲の国の主体的表情として、そこに何程の深刻さもあらわれてはいないことを認めておきたい。

「国引き神話」が、出雲の国での何時いかなような環境を述べたものかは審かではなくても、風土記の記す大社二社の中の杵築大社造営記事において果たした役割は大きいものがある。「国引き」事業の完了してヤツカミツオミツノの命は意字の杜に杖を衝き立て「おゑ」といわれた。

上にも記したように、郡名は複数の郷を統括したうえで呼称される

ので、具体的に特定な地域によりよのないものだろう。(この意字の杜も、原文の細字注記に「謂はゆる意字の杜は、那家の東北の辺、田の中にある鬻、是なり」とあるのは、その杜が那家の傍という実状を明記することによって合理性を持つたのだと思われる)。

「国引き」事業の実態は、この記事によりおそらくこれ以上は詳細に伝えられないだろうと思われるほどに、豊かな口承性を温存して壮重なりズムもそのままに、見事に往事の風韻を今日にもたらしっているといい。そうした意味では、『古事記』上巻のアマテラスとサノヲの「天の安の河の誓約」を伝える条に、私はほぼ似たような感触を覚えるのである。その繰り返しは、けっして単純な言動ではなかったはずだ。省略の許されない、厳しい制約のもとにそれは置かれていた。それだけの、崩してはならぬ型の中に、深く籠められたものを継承して書写の時点に及んだのに違いない。

三谷栄一氏によれば、各風土記の郡の配列は「京に近い地方から記載されるのが原則」であるといわれ、

出雲国は山陰道に属し、京畿に近い隣国伯耆に隣りしているから、風土記はじめ延喜式でも、意字、嶋根、秋鹿、楯縫、出雲、神門、飯石、仁多、大原の順に、郡が配列され叙述されている。しかも意字郡は国庁の所在地であるから、出雲文化は意字郡を軸として発展していることは考古学の上からも証明されるのである。⑧

と記される。

いま三谷氏の線にそつて考察を続けると、『出雲国風土記』の冒頭

に位置する意宇の郡の名号由来として、「国引き神話」が語られているのは、単にそれだけの意味においてではなく、出雲の国全体に関してはなほ象徴的な情況をセッティングするものであったと考えられるであろう。そしてそのことは、出雲人の中央と他国に対する明確な意志表示としての意味を持つと、あやまらないのではないかと。とみて来るとき、ヤツカミツオミツノの命こそ真に出雲人の尊崇してやまぬ英雄的存在に比せられよう。記紀神話の体系の中にその名のみとどめて伝承内容を欠いているのは、それが出雲人にとってかけがえのない秘蔵伝承であったことを示しているようにも思える。

何れにせよ、風土記の一見断片的なものの集積とみられるありようのうちに、その国の独自の主張を盛りたてるべく、周到な用意が見込まれているものの如くである。とりわけ『出雲国風土記』に神々の登場がひととき顕著であるのは、他の国々と異なる特殊な風土を強調したものとみたい。

これも亦意宇の郡で、安来の郷に伝えられるワニをめぐる話がある。一郷の伝承譚としては本風土記中の最も長編であって、その内容は先の分類に従えば、「(5)古老の相伝する旧聞異事」に相当する。

この話をとりあげたのは、上に見た神々の世界の時代からいっきよに人代の、しかも年代明記の一番あたらしい時点に立ち至っていることとの興味もあつたことである。

「飛鳥浄御原宮御宇天皇御世 甲戌年七月十三日」という、実に精

確な日時の指摘がなされている——天武二年(六七四)にあたる。これまで日に日時を明白に記した伝承記事は、他に例を見ない。(ついでながら一筆しておく、御宇天皇—あめのしたらしめしすめらみこと—という表記は『古事記』『日本書紀』にはなく、『万葉集』のそれと共通する。即位執政した京をもつて称呼することも『万葉集』と同じ。それは、大方いづれの風土記にもその表記でなされており、『古事記』『日本書紀』系列と異なる様相をうかがわしめる)。

語 かたりのおみ 臣猪麻呂の娘が、ひめさき 毘売埼に出かけ、そこでワニ(サメの類という)のために食い殺されてしまった。父猪麻呂の悲嘆はふかく、娘を葬った毘売埼のほとりを避りもやらず、号泣して日を送った——

然して後、うれた 慷慨む志を興し、やす 箭を磨り、す 鋒を鋭くし、便の處を撰びて居りて、即ち、をろが 擡み訴へまをしけらく、「天神千五百万はしら、地祇千五百万はしら、並に、当国に静まり坐す三百九十九社また 及、わたつみ 海若等、大神の和み魂は静まりて、こころ 荒み魂は皆悉に猪麻呂が乞むところに依り給へ。良に神靈有らませば、吾に傷はしめ給へ。ここをもて神靈の神たるを知らむ」とまをせり。

しばらくすると、百余のワニが一頭のワニを囲んで、そろそろと猪麻呂の方にやって来た。囲まれた中のワニこそが娘を食った犯人だったのだ。猪麻呂がそのワニを殺すと、囲んでいた百余のワニは散って行った。そのワニを引き裂くと、娘の脛が出て来た。猪麻呂は申ざしにしたワニを道の傍に立てた……

最後につけられている細字注記の通り(「その時より以来、今日に



至るまで、六十歳を経たり)、この風土記勘造時である天平五年(七三三)からさかのぼること僅かに六十年であり、同じく細注の「安来の郷の人、語臣與が父なり」といっているのは、猪麻呂が現役の語臣である與の父だとの指摘によって、この話の経緯のホットな情況を強く訴えたことになるであろう。

このほかに、人皇の時代明記としては、

意宇郡 舍人郷 (欽明) 志貴島宮御宇天皇御世

出雲郡 健部郷 (景行) 經向松代宮御宇天皇

神門郡 日置郷 (欽明) 志紀嶋宮御宇天皇之御代

等がみられる。三件ともに政務と関連した地名起源と結びついているが、なかでも健部たけるべの郷の場合は、健部というヤマトタケルの命の御名代部の設置を伝えており、『日本書紀』景行天皇紀の「武部たけるを定む——天皇踐祚四十三年」とある記事とかかわろう。(健部そのものについては、津田左右吉博士、上田正昭氏の研究によって御名代部は付会であり「武人の部」「軍事団的性格」のものであるとする見解が出されている<sup>⑧</sup>)。もっとも『古事記』景行記には、ヤマトタケルの命による出雲タケル討伐が語られてい、いずれにしても中央の伝承記録との重なり的一端をのぞかせるものとして注目される。

景行朝、欽明朝、天武朝とを比較対照するならば、時代相の地方浸透という面ではかなりの開きが認められて当然だと考えるが、六十年前を中央朝廷の天皇治政をもって(しかも月日にまで及ぶ)意識することに、その伝承内容が他の三者とちがっていわば私的なものである

だけに、はなはだ特異な趣きを感じるわけである。

私はいま私的という言葉を用いたのであるが、そのことは、この伝承は先にもいったように「古老相伝」の事柄に属すると思われ、にも関わらずこの話には「古老伝曰」という冒頭を持たないことも無縁ではない。その点を水野祐氏は、冒頭の言葉のないのは「この物語の伝承の形質や、性質は古老の伝承と同一であるとしても、当時の安来郷の一般の人々の間に語り伝えられたものではなかったため、ただ語臣一族の間で伝承されていた氏文的伝承ともいべきもの」<sup>⑨</sup>から風土記に採用されたのだろうといわれる。この際、語臣なるものの実態がはっきりしないことはいまひとつ迫力を欠くうらみを残すのであるが、三谷栄一氏の「口承文芸に関する呪術的な力をもった一種の司祭者の集団と考えられる人々によって構成される一族」<sup>⑩</sup>という見解は示唆に富む。

娘をワニにとり殺された父親の嘆き——そのワニを捕えて娘の仇をうちたいと天神、地祇そしてこの国に坐す神々、海若、大神の荒み魂に祈願をこめた。早速にその靈験の顕われるところ、百余のワニに囲まれて当のワニは逃れようもないままに父親によって打ち果たされた。復讐の成就し得たことは、ワニの群のまことに厳然かつ深刻な行動があったからであり、またそれは猪麻呂の祈願の然らしむる結果であった。その点でいえば、三谷氏のいわれる「物語の主題は娘の死による悲嘆ではなく、語臣の呪術の威力を示すもの」<sup>⑪</sup>であることは明らかであろう。さらに加えて、天神千五百万、地祇千五百万にとどま

らず、この出雲の国の三百九十九社の鎮座する神々を特にとりあげる意味こそ、出雲の語臣として出雲の国の土着の神々へのあからさまな顕彰でなくてはならない。この三百九十九社という数は、『出雲国風土記』の頭初に、「合はせて、神社三百九十九所なり」と記すところと合致し、その正確さが語臣の管轄内であることの事情を語るものか、時代の新しさによる述作者の整理になるものか、多分前者の方に近いのではないかと思うのだが、天神、地祇の数の多さといひ、こうした表示を持っていることも、出雲の国の他国と異なるとするあかしのうちであろうか。

私のいった私的とは、直接に政務とは関わらないことと、語臣という一族による(前記水野氏)形での伝承が他に例を見ないところにあった。先に述べたように、猪麻呂のその事態以来、六十年という伝承経過年数を、天皇の治政年時による表記とし、月日に至るまで本文に記載したことは、かなり重要なポイントだと考える。

一概にいうことは誤解をまねく恐れもあるが、たとえば『豊後国風土記』日田の郡の五馬山の条に、

飛鳥浄御原宮御宇天皇御世、戊寅の年に、大きに地震有りて、山崗裂け崩えき。此の山の一つの峽、崩え落ちて、愠れる湯の泉、處々より出でき。……

といった記事がある。(これはこの風土記中の最新のものである)。

天武七年(六七九)にあたる。このことは『日本書紀』天武紀の七年十二月の条に、

是月、筑紫国大地動之。地裂広二丈、長三千余丈。百姓舍屋、每村多仆壞……

との記事があり、阿蘇山爆発による共通事項だとされている。それであるならば、地元の一である『豊後国風土記』の場合、どうしてもっと精確に日時を記入しなかったのだろうか。『豊後国風土記』は『肥前国風土記』と同じ傾向のうかがわれるところがあり、景行天皇や欽明天皇に関連する事項の場合はすべて「昔者——」という言葉が最初につけられている(『肥前国風土記』では推古天皇もその如くである)。が、この天武天皇の記事では、その言葉はつけられていない。もっとも時間的に近い朝廷であることは考慮されているだろうし、そのときこの記事は伝承説話の系列ではなく一つの災害の記録といふべきものだ。「戊寅年」という年時の、いま一步精確さの求められるのも、その理由からである。

猪麻呂のケースは、「語臣によって創作された自らの威力を誇示する物語であったのであろう」<sup>⑧</sup>とは三谷氏の説である。創作であればそこに表示される日時もとりたてるほどの問題ではないであろうか。三谷氏はその日時を、そのままこの説話の「成立年代」としておられる。

思うに、細注の記すところが、語臣一族本来の伝えではなかったか。この一族が安来の郷の人として現職にある以上、風土記編纂に際し安来の郷の資料提供者でもあったろうことは十分に考えられる。内容的には「旧聞異事」の世界のもので、それが公開されるとき本風土

記中のもっとも新しい伝承に仕立てあげられた。私は、天皇治政の年時による表記の意識のうちに、この伝承は一族を離れ、公的な場において説話化がなされたものだと思うのである。

参考までに、ほかの例についてみよう。

『日本霊異記』三巻一一六話のうち、本文に年月日を記入しているのは二〇話で、二割に満たない。この書の各話の形式は猪麻呂のそれと大差なく、多くは天皇の代（御宇・治天下の二つの表記がある）を明記し、そして年号、数の順で、月までである。日まで入るのは、人の死を伝えるものが比較的多く、誕生、夢見、社会的事件（火事・大水・遷都・奇瑞・法会等）など、いわばなにがしかの決定的要因を負った場面である。むろん、その他の話で当然に日時の記事があつて然るべきだと思われるものに、それが見えないということの方がはるかに多い。年月日を意識することの、全体に稀れである理由は何であるのか。

おおよそ、伝承説話にあつては確定的な日時を必要とすることがすくない、とはいえるだろう。事態が歴史的記録をふまえるときと、ごく私的なものの経緯のうちとでは、それから生じる効果もおのずから違って来よう。ただ、やはり明示されることから確たる時点が実証され、そこに動かしがたいリアリティが生まれて来ることは、どちらも同じでなくてはならない。それはその説話の一つの焦点ともみられる。

猪麻呂のケースでの七月十三日という日時は、娘の死んだ日である。

うか。父猪麻呂にとつては、その日こそがそれから後の行為の原点であった。娘の死による悲痛な慟哭とそれゆえの激しい怒りに燃えて、復讐への行動を開始したわけで、その限りでは親子の情愛にもとづく私的情況なのだ。天平五年、『出雲国風土記』勅造にあたり、毘売埼をめぐる一伝承としてこの話を採用する際に、語臣一族での「六十歳を経たり」という語り継ぎの経過に対し、公式の「飛鳥浄御原宮御宇天皇御世 甲戌年」があらためて記入された——いま、私はそんなふうに想像している。

一方に水野氏の見解では、「古老伝曰」という冒頭を持つ伝承のみが一般の人々の間に流布していたものの採録であり、それ以外のものは一般伝承とはいえないとされ、その有力なる例証として上記の毘売埼の猪麻呂の物語をあげておられる<sup>⑧</sup>。確かにこの場合は、語臣一族を中心とした周辺で知られていた範囲のものであろうとの推察はつく。（それにしても、一般の人々という規定の仕方がひどくあいまいであることも、考えに入れておかなければならない。）

「古老伝曰」を持つ伝承と持たない伝承と——それを持つものが一般の人々に流布していたということは、まったく決定的なのだろうか。その古老だけが伝え持っていた伝承というケースは考慮されなくてよいのだろうか。その土地の一般の人々の知悉している伝承だからこそ、そこに何もことわらずに記述したことではないだろうか。その辺の事情に関しては、なお再考の余地が多分にあるように思われる。

また同じ意字の郡・忌部の神戸の條に、

国造、神吉詞望かむよことほがひに、朝廷に参向ふ時、御沐みそぎの忌いの里なり。故かれ、忌部といふ。

とある。あらためて記すまでもなく、新任の出雲の国造が朝廷におもむいて奏上する「出雲国造神賀詞」の存在は著名なことである。その新任の国造が上京する際にみそぎを行った處というのだ。現存の記録は、靈龜二年(七二六)二月に出雲臣果安を始めとして、天長十年(八三三)四月の出雲臣豊持に至る系譜を残している。この「出雲国風土記」勳造の当時の国造である出雲臣広嶋は、神龜元年(七二四)正月二十七日に、「神賀辞」を奏上している(『統日本紀』卷九)。

神龜三年(七二六)にも参向しており、勳造の年の天平五年(七三三)の出雲の国においては、まさしく現行の重要事であった。従って、現国造自身が忌部のみそぎをしたのに相違なく、この記事はその生々しい事実を背景に持っているよう。忌部の名号が、そうした現職の行動にもとづいたもの、というのも珍しい例になるだろう。

それに続けて、その地には出湯があり、老若男女が賑やかに集まってきた、美容に万病に効能ありという——「古より今に至るまで験しるしを得ずといふことなし。故かれ、俗人くひと、神の湯といふ」と結ぶ。ここに「故俗人曰」とは、「古老伝曰」と同じことなのか、それ以上の流布の状況をうかがわせるものだ。

考えてみると、そういう場所であったからこそみそぎの地に選定されたので、話の順序としては逆になっていることではあるまいか。加

えて、仁多の郡・三沢の郷の條に、もう一つ、似た内容の話が記載されている。

大神オホナモチの命の御子アヂスキタカヒコの命が、成長後も昼夜泣くばかりで言葉が通じない。父オホナモチが船に乗せ、気を変えさせようとしたけれど役立たず、夢告を願ったところその夜に命と言葉の通じた夢を見る。醒めて声をかけると「御沢みざわ」といわれた。どこをいうのかと問うと、オホナムチの前から立去って石川を渡り坂上まで来てとまり「是處こゝぞ」といわれた。その時、命はその泉の水沼で体を滌ながいだ——「故、国造、神吉事まを奏しに朝廷に参向ふ時、其の水活れ出でて、用もち初はつむるなり」。ここにも新任の国造のみそぎを行う地があった。しかし、現にそうした実修のなされるところだということにと重点の置かれていた忌部と異なり、そのあとに続けて、

此これに依りて、今も座はらめる婦をみなは、彼の村の稻を食くらはず、若し食もふ者あらば、生るる子すて已もいに云はざるなり。故、三沢といふ。

とある。どうみても「故、国造……」の部分には、ほとんど挿入といつていいくらいである。「今も……」という表現は、やはりその現時点での実態に違いなからうし、犯してはならぬ禁忌として周辺の人々に知られ畏れられていたはずのものだと思われる。国造のことどもは、そこでは二の次といった印象だ。それは前の忌部の場合と比較して、地名の「三沢」の起源が伝承説話系の側から出ていることから明らかではないか。

以上、みて来た忌部の神戸と三沢の郷の場合、いうところの「旧聞

異事」に属するものと、現行の公的なハ、の行事とないまざった伝えを持っていく同種の傾向にありながら、地名の由縁についてはまったく対照的であることだ。当然に、地名に結びついて来る伝えを主たるものとみなすことから、前者忌部のケースが旧来の伝えを後方に押しやって登場した新しいありようを示すと考えられ、後者三沢の郷のそれでは、時間の経過と共に新入りの「故、国造……」の条は話の経緯から遂に脱落して行くように推量せられる。

新任の国造上京のための潔斎という事態が、しかし一般の人々にとって何ほどの興味と関心と呼びおこし得たかは疑問とせざるを得ない。人々の、というより、役所（国庁・郡家）関係の側から提示されたことから出ているのではあるまいか。

忌部は「神戸」の名称である。神戸とは「特定の神社に属せしめられた民戸。租税をその神社に納めて奉仕する」<sup>⑤</sup>といわれる。いわば特殊区域になるが、「郷に相当する単位」<sup>⑥</sup>であれば相応の領域を占有していたであろう。神戸は

意宇郡

出雲神戸、賀茂神戸、忌部神戸

秋鹿郡

神戸里

楯縫郡

神戸里

出雲郡

神戸郷

神門郡

神戸里

の五郡七ヶ所を数える。「出雲神戸」の条によれば、クマノカムロの命とオホナモチの命の二所の大神に奉仕するという。前者が熊野大社（意宇郡）に鎮座、後者は杵築大社（出雲郡）に鎮座します。そして細注をもって「他郡どもの神戸も是の如し」という。これは秋鹿・楯縫・出雲の各神戸の条に「出雲なり。名を説くこと意宇の郡の如し」との細注がみえる（神門郡のみに記されていないのは、脱落であろう）ことと関連する。つまり「神戸」は、出雲の国の二大社のための領域であることなのだ。それであるなら、「神戸」の存在がなぜ全郡にわたらないのかという疑問もないわけではないが、それはともかくとして、意宇の郡にありながら「出雲神戸」と呼称するあたり、特殊な配慮が働いていることだろうか。

意宇の郡には「賀茂神戸」があり、その名の如く葛城の賀茂神社のための神戸という。特別な神戸として名を冠している例が、この意宇の郡にのみ在ることも偶然ではあるまい。上記の「忌部神戸」も同じケースになるのであるが、記事からは忌部が神戸であること、環境が不可解ではないだろうか。奉仕すべき神社を持たないようだ。新任の国造の潔斎との関わりは、三沢の郷の例に徴しても結びつかないと思われる。考えられるのは、伝承系の方で出湯「神の湯」の場處を玉造温泉と目しており、とすれば「玉造湯の社（玉造湯神社）」が想われ

て来るが、はたして神戸の所有に相当するものであるのかどうか、不明というほかはない。

忌部の神戸は、とにかく特異なケースになるであろうと思われる。その特異さのあらわれを、神社関係に何ら触れることなく、新任の国造の潔斎を冒頭に置いていることと、出湯の伝承を語る文章のおよそ本風土記において他に類例をみない美文調の書き様のうちに、確認したいのである。それは、最新の動向と意識によって定着した一章節といつてよいだろう。

以上、まことに杜撰な素描にしかならなかったが、地方伝承の生成過程について、その二、三の場合を『出雲国風土記』を中心に考えてみたものである。

もっとも純粹に口承的な型態を残している理由は、やはりそれを崩せないだけの重要な事象と関わったところにこそ焦点があるろう。

私的なものから公的な場所にひき出されて来るありようのうちに、事実化への志向がある主張をひそめて一位置を占めるのだ。

あるいは、古伝承を背景に最新の動向を持ち込んで新たな情況を作りだしたり、その表現において直接に文芸化を意図した面を見出した。

性急なしめくくりで説明不足をまぬかれたいと思うが、中央伝承が一つの強力な指導原理のもとに整理、統合されているのに対し、幸いなことに、地方伝承の中にはなお伝承の様態のパターンの幾つかを、しのばせてくれるものがあると私は考えている。

(注)

- ① 日本古典文学大系・秋本吉郎校注『風土記』(昭33・岩波書店) 解説
- ② 『古代の出雲』(昭47・吉川弘文館)「第四 出雲国の歴史的形成」二五四頁
- ③ 『古代文学の周辺』(昭39・桜楓社)「第四章第一節 出雲大社の神事歌謡」二六八頁
- ④ 注②に同じ二五七頁
- ⑤ 右に同じ二五六頁
- ⑥ 右に同じ二七〇頁「出雲は東方から漸次西方に向って統一が行なわれていった」
- ⑦ 『時代別国語大辞典上代篇』(昭42・三省堂、井上実『出雲神話の原像』(昭47・三省堂)、水野祐『出雲神話』(昭47・八雲書房)等参照)
- ⑧ 右に同じ八六頁
- ⑨ 右に同じ九三頁
- ⑩ 「出雲神話の生成」(実践女子大学文学部紀要第十二集)三九〜四〇頁
- ⑪ 津田「上代の部の研究」(『日本上代史の研究』昭5・岩波書店) 参照
- ⑫ 上田「部民制の研究」(『日本古代国家論』昭43・塙書房) 参照
- ⑬ 『出雲神話』(前掲)「第一章IV「出雲国風土記」の神話」一三九頁
- ⑭ 「上代口承文芸の文学性」(『講座日本文学』昭43・三省堂) 五五頁
- ⑮ 右に同じ六一頁
- ⑯ 右に同じ五五頁
- ⑰ 注②に同じ一三八頁
- ⑱ 注①に同じ九六頁頭注
- ⑳ 小島環礼校注『風土記』(昭45・角川文庫) 三五頁脚注

(一九七二・九・一九)  
(文芸科助教授)